

行政説明

消費者庁消費者教育推進課課長補佐 鮫島 篠江

こんにちは。消費者庁消費者教育推進課の鮫島と申します。本日は貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。皆さんのお手元にレジュメが配られていると思いますので、こちらに沿って消費者庁の若者に対する消費者教育の取り組みについて説明させていただきます。



先ほど文部科学省様より説明がございましたように、成年年齢引き下げ後の消費者教育は、

「一消費者教育の実践・定着プラン」を策定し、①学校等における消費者教育の推進、②若年者に対する広報・啓発、③若年者を支える社会的な環境の整備を中心に関係省庁様と連携し、引き続き若年者への消費者教育に取り組んでおります。

2 ページをご覧ください。消費者庁では消費者教育の目指すべき二つの方向性があると考えております。一つ目は騙されない、いわゆる被害に遭わない消費者を育成していくこと。二つ目は、消費生活に関する基本的な知識や、批判的思考力を身につけ、自ら考え、行動する消費者の育成をすることに力を注いでおります。

3 ページで、最近の若者に多い消費者トラブルの状況をご説明しています。

4 ページには、18歳19歳に気をつけて欲しい消費者トラブルを挙げております。キーワードは「お金」と「美容」、これに関するトラブルが大変多くなっております。SNSをきっかけとした投資詐欺や、女性だけでなく、男性の脱毛エステの消費者トラブルも大変増えております。

5 ページから7 ページにかけてですが、今年度実施しております「社会の扉」等を活用した消費生活相談等を派遣した学生向け出前講座や、元アナウンサーの菊間弁護士を登用してYouTubeで配信しております。教育関係の皆様にも、PTA等で利用していただけたらと思います。

また29年に作成した「社会への扉」を、今年度は成年年齢の引き下げや特定商取引法、消費者契約法の改正に伴いまして改訂しております。消費者庁のホームページからダウンロードすることもできますし、本日会場を出たところの消費者庁のブースに少し置いてありますので、ご参考にしていただけたらと思います。

8 ページと9 ページですが、若者の利用率の高いTwitterやLINEを活用し、消費者トラブル関連の情報発信を行ない、速やかで正確な情報の普及を目指しております。また、消費者庁のウェブサイトでは消費者教育に関するさまざまな教材や取り組み事例の情報を提供しております。自治体や消費者団体等の掲載している教材を見ることができますので、ぜひご活用ください。

最後のページに飛びますが、消費者ホットライン「188」のページですが、消費生活をしていれば消費者トラブルに遭うこともございます。被害金額が、小さいからといって泣き寝入りをしていますと悪質な事業者の実態はわからず、迅速な注意喚起もできなくなり被害も拡大してしまいます。「これって騙されたのかな。」と思った時も「188」に情報を確認することで、被害に遭わず

にすむこともあります。自分だけの問題にせず、「188」に相談していただくことも重要です。「188」は全国共通電話番号になっておりますので、最寄りの地方自治体の消費生活相談窓口につながります。困った時に寄り添ってもらえる窓口の存在は重要ですので、ぜひ周知をお願いいたします。

ページを飛ばしてしまいましたが、私共、消費者トラブル防止以外にも、社会に良い影響をもたらす消費者の消費行動という観点からエシカル消費、食品ロス削減といった普及啓発の取り組みにも力を入れております。詳細は後ほどご覧いただけたら幸いです。

駆け足で説明いたしました。今後とも消費者行政にご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。